

告 示

埼玉県告示第六百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年六月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド上尾店

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番十七号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 埼玉県の『大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン』並びに『商店街活性化条例』、また上尾市の『上尾市商業の振興に関する基本条例』に基づき、上尾商工会議所と地元商店会へ加入をして、地域を構成する事業者の一員であることを自覚し、地域に根ざした経済活動と地域貢献活動を両立していただきたいと考えます。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく地元説明会でも、地域住民等から上尾陸橋交差点の混雑を心配する意見が多数ありましたので、『大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針』に基づき、駐車場の出入りについて左折誘導の徹底をしていただきたいと考えます。また、中山道・上尾陸橋交差点に右折帯が整備された後に開店するなどさらに一歩踏み込んだ地元への配慮をご検討願います。

二 縦覧期間

平成二十七年六月九日から平成二十七年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター